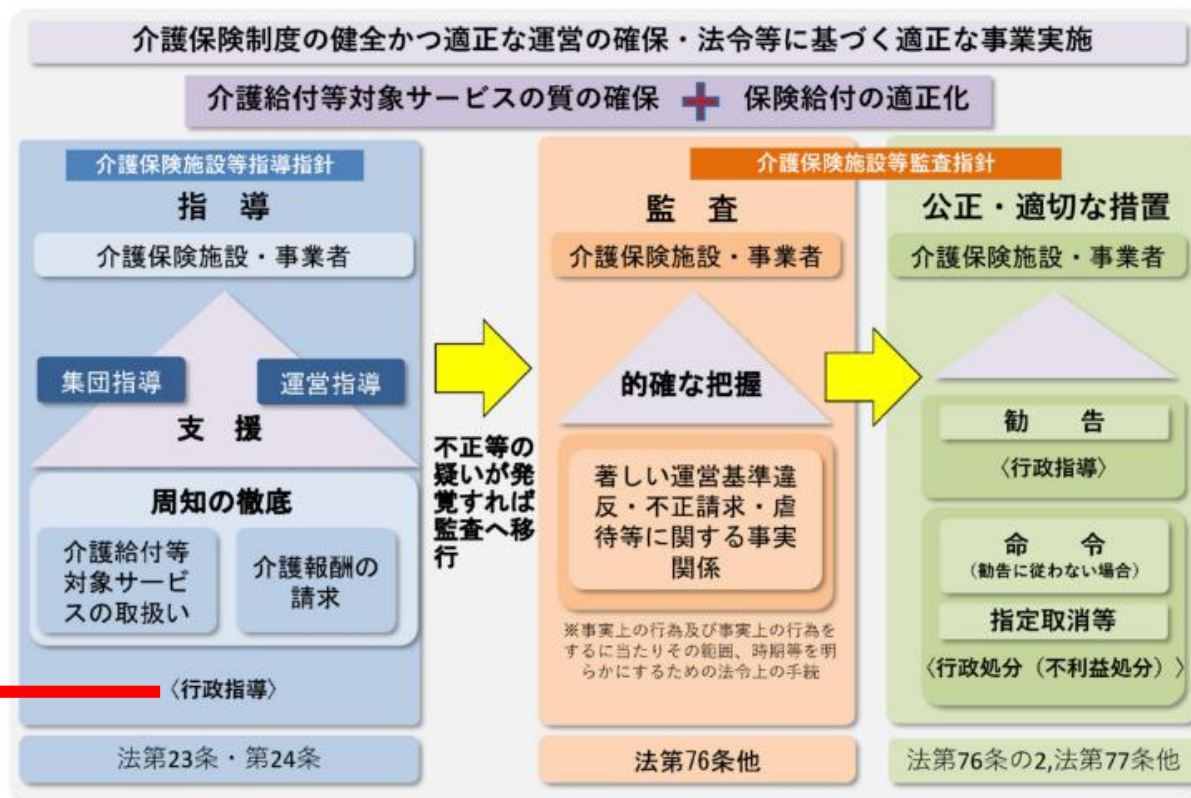


令和7年度 運営指導 結果報告

運営指導の目的

介護サービス事業所において、適正な事業運営が行われているか市町村の担当者が確認し、介護サービス事業者の育成・支援に主眼をおきつつ、制度管理および保険給付の適正化に繋げることを目的として行うものです。草津市の条例や国の省令などにに基づき作成した、自主点検表や勤務体制等を運営指導前に提出いただき、指導当日に管理者とともに確認をしながら、指導を行います。なお、運営指導の際に、著しく不適切な点が見受けられた場合、監査に移行する場合があります。

介護保険制度における介護保険施設・事業者に対する指導監督



・口頭指示
・文書指摘

行政指導の種類

①口頭指示

法令、基準等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微なもの。
また、その違反について、文書指摘を行わなくても改善が見込まれるもの。

例: 運営規程の文言修正、指針の軽微な訂正

②文書指摘

法令、基準等に規定した事項に違反しており、速やかに改善が必要なもの。
改善報告の提出が必要となる。

例: 義務付けられている指針の未策定、加算要件を満たさない介護報酬請求

③業務改善勧告

運営指導ならびに監査の結果として、文書指摘以上に強い指導を行うもの。
速やかに改善する必要のある項目について、具体的な改善計画および改善が完了した旨を期日までに報告しなければならない。

令和7年度 運営指導の実施結果

サービス種別	対象数	実施予定数	実施数	口頭指示	文書指摘	改善勧告
認知症対応型通所介護	1	0	0	0	-	-
小規模多機能型居宅介護	10	4	4	0	1	0
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	1	0	0	0
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	1	1	1	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	7	2	2	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	5	1	1	1	0	0
地域密着型通所介護	15	1	3	3	0	0
地域包括支援センター	6	0	0	0	-	-
居宅介護支援	33	17	17	4	4	0
	79	27	29	8	5	0

原則として、指定有効期限内(6年)に少なくとも1回以上の実施ですが、草津市においては、3年毎の介護報酬改定や、厚生労働省が推奨している入所系施設への指導頻度を踏まえ、可能な限り、3年に1回以上の実施を行っています。

運営指導の実施結果

運営指導において文書指摘を行った場合は、事業所は指摘事項に対する改善を実施し、期日までに改善結果を報告するように指示し、すべての改善を確認したところで完了としています。

文書指摘以上の指導があった事業所は、次年度も運営指導の対象となります。

好事例

- ・利用者の一次避難場所や緊急連絡先等を、一覧表にまとめていたり、個別にリストアップしており、災害が発生した場合において具体的に活用できる情報を揃えていた。

その他

- ・介護情報基盤の動向、活用や処遇改善に関連して、運営指導時にケアプランデータ連携システムについて案内を行った。
導入済の事業所も見受けられた。

口頭指示における主な指導内容①

運営基準等の項目	指導内容
受給資格等の確認について	被保険者の要介護認定の有無及び有効期間等の確認を行う必要があることから、被保険者証や負担割合証の原本を毎月確認できる体制を作ること。
虐待の防止について	「虐待防止のための指針」において「虐待防止責任者」の記載があるが、誰が担当しているか指針、運営規定、重要事項説明のいずれかに記載すること。
身体拘束の適正化について	身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催について	おおむね6月に1回以上、定期的を開催することを指針等に記載すること。 感染症の予防及びまん延防止のために、発生時の対応について訓練を定期的（年1回以上）に行うことが規定されていることから、訓練を実施したことがわかるよう記録すること。
業務継続計画の策定等について	業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施することが規定されていることから、年度末までに実施し、市へ報告のこと。

口頭指示における主な指導内容②

運営基準等の項目	指導内容
運営規定について	運営規定を変更した際は変更届を市に提出すること。
	第1条の基本方針に市条例を遵守する旨を追記すること。
	虐待の防止のための措置に関する事項について定めること。
ケアプランについて	居宅サービス計画書の長期目標及び短期目標の期間においては、要介護認定の有効期間を考慮した上で、計画が途切れることがないように留意して期間を設定すること。
	アセスメントシートについては、国が示している課題分析標準項目の内容を具備すること。
	居宅サービス計画原案（第1～3表及び第6、7表）の内容については、説明を行った上で、文書によって利用者の同意を得ること。
	ケアプランの医師への交付について留意すること。
その他	職場におけるハラスメントの防止のため、「事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発」および「相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備」を講ずるよう努めること。
	居宅介護支援事業所の指定基準や報酬の算定基準を理解できていないケースが散見された。居宅介護支援事業所の管理者は従事者に指定基準の運営規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこととなっており、従事者が一人の居宅介護支援事業所であっても、自身の法令知識を高めたうえで、遵守すること。

文書指摘における主な指導内容①

運営基準等の項目	指導内容
感染症の予防及びまん延の防止のための措置について	感染症の予防およびまん延防止のための措置として、指針の策定および感染症対策検討委員会の開催、指針に基づく研修および訓練の実施が認められなかったため、早急に対応し、指針は策定した後、市へ提出すること。
虐待の防止について	担当者を設置すること。
業務継続計画の策定等について	感染症や災害が発生した場合において迅速に対応できるよう、業務継続計画に基づく研修および訓練は、年1回以上実施すること。
勤務管理について	勤務実績について、タイムカードの履歴では確認できないケースがみられた。従業員の勤務実績がわかるよう適正に管理すること。
特定事業所集中減算について	前年度の運営指導時から特定事業所集中減算の対象となる状況に変化がなかった。 居宅介護支援事業所は、特定の居住系施設のために指定権者が指定しているわけではないため、居住系施設以外の方にも利用いただけるような体制を今以上に構築できるよう、令和8年3月の集中減算報告時までには改善計画を提出すること。

文書指摘における主な指導内容②

運営基準等の項目	指導内容
ケアプランについて	居宅サービス計画の作成にあたり、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し、国が示す課題分析標準項目を具備した内容で、適切にアセスメント（解決すべき課題の把握）を行うこと。また、アセスメントの結果については記録すること。
	サービス担当者会議は、効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とすることが目的であるため、利用者の状況等に関する情報を、計画に位置付けた担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要であることを認識して開催すること。
	サービス事業所から利用者に係る情報の提供を受けたときは、利用者の服薬状況、口腔機能等、心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師又は薬剤師に提供すること。
	モニタリングにあたっては、特段の事情のない限り、少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録すること。
	入院時情報連携加算を算定するにあたっては、情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について記録すること。
	退院・退所加算を算定するにあたっては、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付すること。